

飛驒市教育委員会事務点検評価実施要領

平成21年3月10日

教育委員会訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づく飛驒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行い、飛驒市における教育の推進体制を充実させ、教育水準の向上を図り、もって市民の期待に応えるために必要な事項を定めることを目的とする。

(評価事項)

第2条 教育委員会は、前年度の教育委員会の事務について、次の各号に掲げる内容の点検評価を実施する。

- (1) 教育委員会の活動状況 教育委員会会議の実施状況、調査活動の状況等
- (2) 事務事業の執行状況 教育委員会の基本方針に掲げる主要施策の執行状況及びその成果
- (3) 前年度点検評価結果への対応状況 前年度の点検評価結果が、次項第3号及び第4号に定める評価であった事務事業に対する対応の状況

2 前項の点検評価について、次の4区分により達成度の評価を行う。

- (1) 順調に達成したもの A
- (2) おおむね達成したもの B
- (3) 達成したが課題があったもの C
- (4) 達成できなかったもの D

(点検評価の手順)

第3条 点検評価を実施するに当たり、教育委員会事務局各課が、その所管する事務事業等について第一次評価を行う。

2 教育委員会は第一次評価の結果を基に、飛驒市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱（平成21年飛驒市教育委員会告示第1号）第3条の規定による点検評価委員の意見を聴いたうえで、最終評価を行う。

3 教育委員会は前項の最終評価を報告書にまとめ、議会に提出する。

4 教育委員会は前項の報告書を公表する。

(評価様式)

第4条 前条に定める第一次評価、最終評価、報告書の作成に使用する様式は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号にかかる内容 様式第1号

(2) 第2条第1項第2号にかかる内容 様式第2号

(3) 第2条第1項第3号にかかる内容 様式第3号

(庶務)

第5条 点検評価の庶務は、教育総務課において行う。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

教育委員会の活動状況 点検評価シート

飛驒市教育委員会

項目	実績	成果・課題	評価
教育委員会会議の実施状況			
調査活動の状況等			

様式第2号（第4条関係）

事務事業の執行状況 点検評価シート

飛驒市教育委員会

重点 施策	重点 目標	平成 年度 の目標	担当課	平成 年度の実績・成果と課題		評価
				実績	成果・課題	

様式第3号（第4条関係）

前年度点検評価結果への対応状況 点検評価シート

飛驒市教育委員会

前年度の点検評価において 課題とされた事項	前年度 の評価	課題に対する平成 年度の取り組み状況		
		実 績	成果・課題	評価
課 題				

注： 「前年度の点検評価において課題とされた事項」の欄は、前年度の報告書に記載された課題を転記すること。